

書留

一九四九年二月十三日

沖縄人民党中央委員長兼次佐



沖縄知事 志喜屋 孝信殿
 政黨に關する書類(一月分)提出の件
 一九四七年十月十五日附米國軍政府特別
 布告第二十三號に基く沖縄人民党の(一月分の)
 書類

(1) 會計報告書

(2) 党役員名簿

(3) 総領・政策・規約、入口ーがん。

別紙添付提出致します。なお(1)の役員名簿
 (は)総領政策規約、入口ーがん等は從前通り
 變更ありまじから申添えます。

供回尙人

課長 仁 講

有馬道運



沖縄人民党会計報告書
一九四九年一月分

收入の部

(摘要)

前月分より操越

首里支部より分擔金 $\frac{1}{4}$ 受入。

具志川支部より分擔金 $\frac{1}{4}$ 受入。

一二五〇円
一二五〇円
合計四二六〇円

支出の部

郵便費

二六〇〇円

合計二六〇〇円

差引残高四〇〇〇円

一九四九年三月十四日

沖縄国民党中央委員會

兼佐佐



總理室事務局長室 孫信 殿

米國軍政府副長官

グリーン大佐

殿

政黨三國立善選舉提出件

一九四七年十一月十五日附米國軍政府特別布告第十三
号に基く沖縄国民党の二月分の善選

(vi) 會計報告

| | | | | | | |
|---|----------|-------------|----|----|------------------|----|
| 一 年 月 日 | 摘要 | 要 | 收入 | 支出 | 残高 | 備註 |
| 一 九 四 九 年 二 月 一 日 | 前月終 | 越 | | | 四 〇 〇 〇 | |
| " | 暮記交通費 | | | | 四 〇 〇 〇 | |
| " | 本部支那金、内金 | 二 〇 〇 | | | 二 〇 〇 | |
| " | 浮舟便益費 | 二 〇 〇 | | | 二 〇 〇 | |

差引残金無し

(3) 及以降
ニ於ニは從前通りに變更すまざる

三月十七日通達済

課長
系課員

李

一九四八年四月十五日

沖縄人民党中央委員會

第十六回

沖縄民政行知軍志喜屋恭俊殿
米軍政府副長官

グリーン大佐殿

政黨團之問題

一九四八年四月十五日所半日軍政府特別布告第三号
ニ基、沖縄人民党中央三月令、報告

(1) 會計報告

| 年月日 | 摘要 | 現收 | 收入 | 支出 | 餘金 |
|------------|--------|-----|----|----|----|
| 一九四八年三月廿一日 | 前月總額 | | | | |
| 一九四八年三月廿二日 | 黨費（原分） | 一〇〇 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(3) 沖縄人民党中央委員會

大社立直錦絣二三月報表數二二

中央支局開幕賀信（一九四八年三月） 痘王

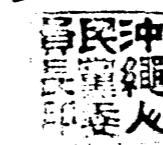
備考其後（12）於一審原下

1130

一九七九年四月五日

沖縄民進党中央委員会

兼北佐



沖縄民進党總務部長殿

政黨に關する件

前題件口付一九七九年三月三十日付照會、沖縄民
進党に關する件左の通り報告申し奉す

| | | |
|--------|----------|----------|
| 政黨名 | 共产党所在地位 | 共产党本部所在地 |
| 組織名 | 共产党本部所在地 | 共产党本部所在地 |
| 大連橋際大通 | 共产党本部所在地 | 共产党本部所在地 |
| 吳庄障 | 共产党本部所在地 | 共产党本部所在地 |

一九四九年四月十五日

沖繩人民党中央委員長
兼次代



沖繩民政府知事

志喜屋孝信殿
米國軍政府副長官
グリーン大佐

政黨に関する書類

一九四九年十月十五日附米國軍政府特別布告第三号
ニ基、沖繩人民党中央委員長三月分月報告

(1) 會計報告

| 年 | 月 | 日 | 摘要 | 收入 | 支出 | 残金 | 備考 |
|---------|---|---|-------|----|----|----|----|
| 一九四九年三月 | 一 | 前 | 月 繼 質 | 一 | 口 | 口 | |
| 一九四九年三月 | 一 | 前 | 月 繼 質 | 一 | 口 | 口 | |
| | | | 殘金 | 一 | 口 | 口 | |

(3) 従員及執行委員石博二郎元

左記没資料付シタル二付報告致シス

| 役名 | 姓氏 | 名 | 年月日 | 備考 |
|----|------|------|-----------|-------|
| 書記 | 中大委員 | 波平 | 一九四九年三月一日 | 新任 |
| 監督 | 中央委員 | 島袋賀信 | 一九四九年三月一日 | 福昇、少メ |

供應覽

其(1)他(2)於一處更不

部長

課長

課

| 役職名 | 住所 | 氏名 | 年令 | 職業 | 備考 |
|-------|-------|-------|----|-------|--------|
| 中大委員長 | 本部渡久地 | 前次徳一 | 43 | 公更 | 本部所長 |
| 書記長 | 那"市 | 新垣幸吉 | 46 | 商業 | |
| 書記 | 糸井志村 | 云城健 | 28 | 農業 | |
| 常任委員長 | 那"市 | 伊藤本在俊 | 52 | 農業 | |
| 全 | 真和志村 | 平良良弘 | 43 | 農業 | |
| 全 | 糸満町 | 神山左穂 | 45 | 新田整 | |
| 全 | 小林村 | 上原義廣 | 42 | 公更 | |
| 全 | 本部町長 | 坂平徳八 | 33 | 水産組合長 | |
| 中央委員 | 那"市 | 仲井眞元信 | 54 | 警察 | |
| 全 | 那"市 | 仲井眞元信 | 52 | 商事 | |
| 全 | 那"市 | 大嶽純津 | 41 | 劇場監督 | 中央劇場 |
| 全 | 那"市 | 板平徳八 | 27 | 商事 | |
| 中央委員 | 那"市 | 瀬長喜郎 | 43 | 特國社 | 那木新報社長 |
| 全 | 首里市 | 石巻傳正 | 55 | 公更 | |
| 中央委員 | 首里市 | 無邊石田藏 | 36 | 官房 | |
| 全 | 首里市 | 山城繁英 | 54 | 美術家 | |
| 中央委員 | 糸満市 | 上原治翠 | 46 | 農業 | |
| 全 | 糸満市 | 金城明 | 45 | 農業 | |
| 全 | 糸満市 | 神山志保 | 45 | 農業 | |
| 全 | 糸満市 | 新垣幸吉 | 40 | 美術家 | |
| 全 | 糸満市 | 金城章云 | 56 | 美術家 | |

裏面一覧

(眞和志村牧場用箋)

一九四九年五月廿三日

沖繩人民党中央委員會

第三次大會



沖繩民政府第三志士屋李德徵
米口軍政布圖長官

クリーン大統領

政黨二周元書類

一九四九年五月附米口軍政布圖特別布告第三号
卷，沖繩人民黨四月今，報告

（1）會計報告

| 年月日 | 摘要 | 收入 | 支出 | 現金 |
|---------|--------|------|------|------|
| 一九四九年五月 | 前田連鉢 | 三〇〇 | | |
| 一九四九年五月 | 米口軍政布圖 | 三〇〇 | | |
| 一九四九年五月 | 米口軍政布圖 | 三〇〇 | | |
| 一九四九年五月 | 舞士連鉢 | 三〇〇 | | |
| | 合 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 |

備考

(3) (付) 別紙の通り、(付) 關於審覈手續

備註

備註

務課
農務課長○課

④

沖縄人民党中央委員会宣傳部
第一次化

沖縄人民党中央委員会宣傳部

B 計算

二 日本政府に對し國軍被害の賠償金優先全額支拂要求

一 我が党は勞働者、農民、漁民、
儀體生活者及び中、小商工業者等
勤労大衆の利害代表として
の皇室の趣旨に則りあり、又封連
的保守反動と對する政治、經濟、社會
並に文化の各分野に於て民主主義
を確立し自主主義の再建時期す。

一 我が党は公益事業の公營を圖り
中小私企業の振興と海外貿易の
發展に務り沖縄經濟の自立時期す。
わが党は人道、國籍、宗教による
差別待遇を排除し、人権を尊重
し世界平和を確立を期す。

政 策

A 政治

一 人民自治政府の樹立
二 市町村会議、市長、市長、沖縄
三 機会議員及び社團、兄弟等人民による
よる直接選舉の実現を実施

C 計算

三 手取資金を引下げることから一ヶ月
減算ふたたび労働時間の短縮と
土木工事荒廃地の復旧事業
等による失業者の完全雇用

四 航路、陸運、電気、鐵山、ガス
上下水道等公益事業の公營
並び其の民主的管理、公營
工業の完成保護

五 勤労大衆に賦課する諸種税
の撤廢

六 稲料賃金の引上げとそのこと
によりふき支拂及公請給與制の
改善

七 地權再建に要する凡ゆる生産
財の日本よりの無償獲得

八 現地生产力擴充のため配修食
糧品の増配

九 上地の適正による配金と耕作權
の確立による生産の増強

二〇 農業組合を完全な生産農
民の自立的組合と土地並に農
業物資耕牛、大田地、農具、肥料
自家畜農産物供給等の農民
自身による管理

二一 水産組合を協同組合と並び
水産業振興のため漁船、漁具の
獲得並に漁港の改修、建設
三 信託金融資會設置
一イシブト對外本部の確立
二四 戰争の日本に対する公私債權
管理制度

二五 天主的審議会による財政政策の確立

| |
|---|
| 二六 財料種子農器具家畜等の積極的購入と農業の科学化 |
| 二七 中央主市町村に民主的食糧配給委員会設置、食糧配給のため管理と特配の廢止 |
| 二八 農業組合農民組合結成活動の自由と西能素權園峰支歩権の確立 |
| 二九 世界労働組合連盟との提携 |
| C. 社會 |
| 一 住宅問題解決のため中央並く地方に住宅處理委員会設成一般婦人の地位を封建遺風より解放し完全なる男女同権の実現 |
| 二 住宅問題解決のため中央並く公營下士官兒所の普及失業保険、傷害、疾病保険等の待遇改善社会保険制の確立 |
| 三 一般婦人の地位を封建遺風より解放し完全なる男女同権の実現 |
| D. 文化 |
| 一 一般住民家庭における照明の復活 |
| 二 一般住民家庭における照明の復活 |
| 三 一般住民家庭における照明の復活 |
| 四 一般住民家庭における照明の復活 |
| 五 一般住民家庭における照明の復活 |
| 六 一般住民家庭における照明の復活 |
| 七 一般住民家庭における照明の復活 |
| 八 文化向上を期し都市農村に等しく各種文化施設の設置 |
| 九 神體にあける保持すべき傳統的文化の再建 |
| 十 軍國主義的帝國主義的教育道制の排除を期し、民 |

No.3

規約 第一章 総則

第一條 わが党は労働者、農民、漁民、
俸給生活者、中小商工業者等全般
等大衆の利益を代表して人民の切身
吉確保し、民主主義体制を確立
す方針に公益事業の公営化との
民主的管理策や中小企業の振興
と海外貿易の発展により人民生活の
安定と向上を圖る目的である。

第二條 わが党は党の綱領政策並に
規約を承認する員十人以上の總
ての男女に廣く門戸を開放する。

第三條 わが党は入党するに本覚負
一名以上の経験が必要とする。當
員は川が手に觸れる一切の場合に
議を運び、手に觸れる機会ある空想
を察し、また覺悟をもつて不潔さの行
為のある者は該會を退会する権利を
経て除名する事が出来る。

第四條 党員は自己の活動や行動に
關して決議がなされる一切の場合に
自ら参加を拒否する権利がある。
第五條 党員は届け出せばいつでも
離党出来る。

第二章 球員と幹部

第六條 わが党は中央・本部・地方支
部・連合会・市町村に支部幹部落
下地域組織等の組織を有する。

第七條 本部は中央委員会より常
任中央委員会より選出された幹部
選出のための委員会を設立する。
常任幹事会は幹部選出のための委員
会の招集と結果の報告を受ける。
回定期に開く常任幹事会は幹部
選出のための委員会の報告を受ける。
委員長書記は幹部選出のための委員
会の報告を受ける。

第八條 大部はわが党の基幹組織で
本部及び大部は地方支部の幹部落
下地域組織等の組織を有する。

第九條 大部は中央委員会より常
任中央委員会より選出された幹部
選出のための委員会の報告を受ける。

第十條 大部はわが党の基幹組織で
本部及び大部は地方支部の幹部落
下地域組織等の組織を有する。

第十一條 大部はわが党の基幹組織で
本部及び大部は地方支部の幹部落
下地域組織等の組織を有する。

第八條 中央委員会は中央委員長書
記長として其の職務を以て構成し、党
大会に就いて中央委員会は中央委員長
書記長及び中央委員会の正副書記
事務局を次第執行し、党中央に對して
責任を負ふ。

第九條 常任中央委員会は中央委員長
書記長及び中央委員会の正副書記
七名の本員を以て構成し、党中央及
党中央委員会の決議を執行し、党中央
会に對して責任を負ふ。

第十條 書記局は常任中央委員会に
從事し、政治部、組織部、調査部、
教育部、財政部及び幹部特別委
員会を統合してその幹部より成る。

第十一條 中央委員長は中央委員會代表をして
教育部、財政部及び幹部特別委
員会を統合してその幹部より成る。

第十二條 中央委員長は中央委員會代表をして
教育部、財政部及び幹部特別委
員会を統合してその幹部より成る。

群馬県人部

1138

1138

第十五條 廉務遂行の必要に随分接せ、二箇以上之支部連合会を以て地方協議会二箇以上二つ又は以此て地区協議会（例へば連勝北協議会二箇以上之班を以て節協議会（例へば美里村東部又は中部協議会）を開くことが出来る）以上之協議会はそれ／＼の支部連合会支部、班の相談によつて開催するが上級機関の指示による事もある。

第四章 會計

第十六條 わが党の経費は党費と会員謝金とその他の収入を以て充てる（但し一千円以上之寄付金又は受入は中央委員会の議定を要す）。

第十七條 當然是各委員とも年額一拾円で、所轄支部財政部へ年納すべきである。並に當年一回年終以上は成るか否かは受領するのを待つて吉矣。

第十八條 支部大集会のため當初から

十金の支部経費を乞う十分のものは支部連合会財政部へ十分金は本部財政部へ納入しておけられはふりかへ。

第十九條 党の経費は不足を生じた場合は中央委員会より來款を認書にて其の用意を以て貰ふ。

第二十条 党大会より終り次第は各選舉委員会が不當な手数料を取扱ひたる時は中央委員会より來款を認書にて其の用意を以て貰ふ。

第二十一条 党の各般組織の本部は其足りぬ手数料の中當選者に対するは有能な者の也を無給とする。

第二十二条 常勤者である。

第十三條 この規約は党大会にて出席者三百人以上之賛成票あれば改訂小は改訂が出来ない。解説不明の点は中央委員会の裁定による。

第三章 附則

くてもとほぐの機關の第一に
より窓のため活動せる者た
對しこは本費及び日當を支給
する事出来る。

本項の範圍外する者は
中央委員会の決議を要する。

規約

第一章 種別

第一条 本規約は沖縄県農民生活者中之生計困难者大銀團の規約也。其の目的は、生計困難者等の生活を保護する事也。

第二条 本規約の適用範囲は、沖縄縣内に在する農業者、漁業者、手工業者、販賣業者等の生計困難者である。

第三条 本規約の適用範囲は、沖縄縣内に在する農業者、漁業者、手工業者、販賣業者等の生計困難者である。

第四条 本規約の適用範囲は、沖縄縣内に在する農業者、漁業者、手工業者、販賣業者等の生計困難者である。

第五条 本規約の適用範囲は、沖縄縣内に在する農業者、漁業者、手工業者、販賣業者等の生計困難者である。

第六条 本規約の適用範囲は、沖縄縣内に在する農業者、漁業者、手工業者、販賣業者等の生計困難者である。

第七条 本規約の適用範囲は、沖縄縣内に在する農業者、漁業者、手工業者、販賣業者等の生計困難者である。

第八条 本規約の適用範囲は、沖縄縣内に在する農業者、漁業者、手工業者、販賣業者等の生計困難者である。

第九条 本規約の適用範囲は、沖縄縣内に在する農業者、漁業者、手工業者、販賣業者等の生計困難者である。

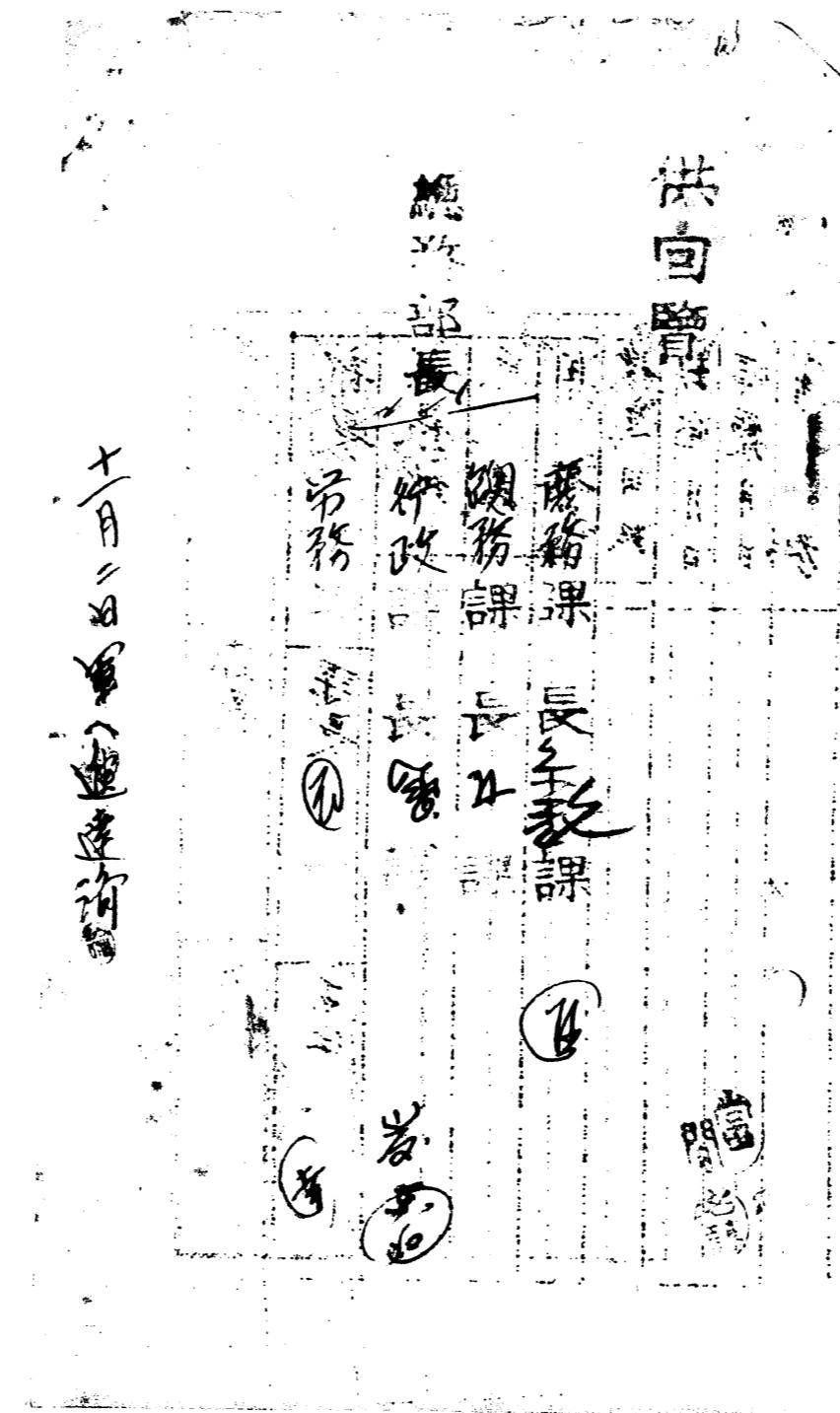
第十条 本規約の適用範囲は、沖縄縣内に在する農業者、漁業者、手工業者、販賣業者等の生計困難者である。

第十一条 本規約の適用範囲は、沖縄縣内に在する農業者、漁業者、手工業者、販賣業者等の生計困難者である。

第十二条 本規約の適用範囲は、沖縄縣内に在する農業者、漁業者、手工業者、販賣業者等の生計困難者である。

第十三条 本規約の適用範囲は、沖縄縣内に在する農業者、漁業者、手工業者、販賣業者等の生計困難者である。

第十四条 本規約の適用範囲は、沖縄縣内に在する農業者、漁業者、手工業者、販賣業者等の生計困難者である。



| 備考 | 帰属 月日 | 出発 月日 | 被定 日段 | 用務 | 氏名 | 出張地 | 部長 |
|----|----------|----------|----------|----|----|-----|----|
| | | | | | | | 課長 |
| | | | | | | | 主任 |

一九四九年九月十一日

沖繩人民党中央委員長

首
次
化

中總大軍志士座右銘
米國軍政府副長官 H. シャーマン
寫下

政黨之圖書報告

一九四七年十一月一日附米國軍政府特別布告第三三號
「臺灣、神農人免當八十分」報告

其他 (3) (は) に 於 之 は ~~更~~ 一

供用箇

郭平
2004

計長之敬

卷八

江月十七日

一九四九年十月十五日

中國人民民主中央委員會

首 次 版

冲縄知事志士嘉慶孝信殿
米國軍政府副長官シヤーマン准將閣下

政黨新聞報告

一九四七年十一月十五日附米國軍政府特別布告
第三十三號（に基、沖繩人民黨九月合報告）

二、會計報四

供向首

鄧長

十一月廿四日

一九四九年十一月二日

沖縄人民党中央委員會
沖縄知事志喜屋孝信殿

一九四七年十月十五日附米國軍政府特別布告第
二年三号に基く沖縄人民党中央委員會十月分の報告書

会計報告



政党に関する報告

一九四七年十月十五日附米國軍政府特別布告第

一九四九年十一月一日

前月繰越

摘要

要

收入

支出

残金

調領現約印刷費

羽地支部依頼附

100

500

1050

大會慰勞費

大會慰勞費

100

300

100

党員旅費

党員旅費

100

300

100

大會慰勞費

大會慰勞費

100

300

100

党費

党費

100

300

100

(3)

社福民黨役員名簿

大正二年三月廿九日
第三回 池袋人民黨會合之選舉
通報告白

一九四九年十月十六日承認

(13)

沖縄人民綱領規約(草案)

宣言

綱領

政治

經濟

一吾が党は労働者、農民、漁民、保育生活者、中小商工業者及全勤労大衆の利益を代表し、ボツタム宣言の主旨に則り、あらゆる保守反動勢力を關する政治、經濟、社会、文化の各々分野に於て民主主義を確立し全沖縄民族の解放を期す。

一吾が党は如何なる戦争にも反対し、戦争煽動者とファシストの搾取を期す。

一吾が党は基本的人権を尊重し、人種、国籍、性別、宗教等に倣る差別待遇を排し世界平和の確立を期す。

A. 政治

1. 人民自治政府の樹立。
2. 聖法議会の設立。
3. 琉球知事選舉議会議員の選出による公選実施。
4. 北緯三十度以南の琉球諸島の完全統一と航行の自由。
5. 言論、出版、結社、集会、思想、信仰の自由。
6. 講和條約締結の促進、移民問題の早急な解決。
7. 教育機関の民主化、人権の擁護。
8. 官公吏に対する民主的監察制度の確立。
9. 二十八才以上の男女に対する選舉権、被選舉権の附與。
10. 大農園内下於ける政治活動禁政党支拂の自由。
11. 勞働者保護法の速かなる制定。
12. 日本政府に対し、戦争被害の賠償金額の優先支払要求。

綱領

13. 搭附銀の引上げと共に通商部並支拂請答與制の改善。
14. 土木工事、荒廢地の復旧事業等に係る事業者の完全賠償。
15. 生産力振起の爲、配給金額の増加。
16. 人民大衆との恩恵反対。
17. 陸海交通機関の増強。
18. 企業の独占を排し中小商工業の育成保護。
19. 可耕地の完全開放。
20. 農業組合を協同組合として農民自体による運営。
21. 水産組合を協同組合として、水産業振興の基盤、漁業の獲得、漁港の改修増設。
22. 落葉樹、森林の総合的な管理と人民との連携。
23. 戦争の日本に対する公私債權の合理的な處理。
24. 民主的議會による財政政策の確立。
25. 金融機関の民主的運営。
26. 中央並大市町村に民主的實業院設置。
27. 公主設置し、企劃院等の大段管理。
28. 勞働組合、農民組合結成の自由、農業經營者交渉の権利。
29. 婦人の地位を高め完全平等の男女同権の実現。
30. 居住地選定の自由。
31. 住宅問題解決の爲、中央、地方大住宅問題處理委員会の設置。
32. 婦人の地位を高め完全平等の男女同権の実現。

- D. 文化
32. 戦争未亡人、孤児及要援護者の教育の徹底、公営に依る施設の普及。
 33. サミ保護法の制定。
 34. 都市農村に各種文化施設の設置。
 35. 民族文化の保存。
 36. 公費に依る諸學校設備の充全する整備。
 37. 青年男女に明るい文化と娛樂。
 38. 文化に対する官廳の干渉反対、脚本、出版物検閲制の撤廃。
 39. 海外よりの圖書新聞、雑誌、其の他の文化資料の輸入促進。
 40. 國言選擇、採用の自由。
 41. 日本国の他芝遊団への留学生の派遣。

規約

42. 一般家庭に於ける照明器具及徹底。

吾が党は労働者、農民、漁民、儉朴生活者、中小商工業者及全沖縄民族の利益を代表して闘う光榮ある党である。

第一章 党員の権利と義務

第一條 党の宣言、綱領、規約を諮詢決定を承認し、党費を規則的納め、党の活動に参加するものと党員とす。

第二條 党員は規約で決まりたる党の会合にて、自由に党の機関及機関に勧く党員の行動態度を批判し、党の機関誌紙上で自己の意見を述べ得るとして出立する。

第三條 全員では小数の意見は多数の意見に従い、討論は、自由であるが一旦決定したことは決定通り施行しなければならない。

第四條 吾が党に入党するには通常一名の紹介を要し、その確認は支部会議にてなされる。

第五條 党員は自己の活動情況や、行動懇意に開し、密談があさぐる一切の会合に参加する権利がある。

第六條 党員は届け出せば何時でも脱党出来る。但し再入党の際は中央委員会の承認がなければ出来ない。

第七條 党員が党の決定に違反し党規を棄し、又は党の名譽を傷つける行為ある場合は、支部会議の決定に依り中央委員会の確認を経て除名することが出来る。

第二章 組織と機關

第八條 党の組織は中央本部、市町村に支部、部落及職域大班を置く。

第九條 大会は党の最高機關であつて当分の間總会の党員を以て構成し、毎年一回定期開く。但し中央委員会の要求があれば臨時大会が開かれる。大会では役員の選出、宣誓、綱領、規約の改廃、重要活動方針の決定をする。(當分役員とは書記長、中央委員会を指す)

第十條 中央委員会は吾が党を代表するもので中央委員若干名を以て構成し大会より大会までの期間中運営する重要な頼を審議決定し、大会に対し責任を負う。

第十一條 中央常任委員会は、中央委員の互選による若干名の委員を以て構成し大会及び中央委員会の決議を執行し中央委員会に対し責任を負う。但し

指算部員は評議會に持つて並に参加する。

第三條 書記局は中央常任委員会に所屬し指導部、組織部、青年婦人対策部、幹政部、出版部を設け書記長の統轄の下に當務を處理する。

第三條 書記長は重要事項又は緊急事項する全般的連絡事項ある場合は支部長会議を召集する二つが出来る。

第四條 支部本部規定に基き行動し本部に直結する。支部長は支部を代表し本部に対する忠誠の期入、并属党員の増減其他の報告を毎月一回以上なさればならぬ。

第五條 党は地方組織で部落及職場に居る三名以上の党員を以て構成し支部に直接する。

第六條 党の各部は党費、寄附金及び党の事業から得入る收入である。但し寄附金は専門の爲の條件を附せない津貼でなければならぬ。

第七條 党費は月額十円以上である。但し六ヶ月以上理由なく滞納せば党員の資格を失う。

第八條 党の各部間に常勤する党員は規定分の三分之二が使用する。

第九條 党の各部間に常勤する党員は規定の給料が支払われる。又常勤でなくても機関の命と党的活動をしたるため休業費を支給する二ことが出来る。

第十條 会計の収支決算は定期大会に於て報告する。但し中央委員会の一つ以上上の要求があれば隨時報告しなければならぬ。

第三章 附則

第一條 会議規定、書記局規定及支部規定は別に定める。

第二條 此の規約に規定され無い事項は慣例に依る。又解釋不明の個所ある場合は中央委員会の裁定に依る。

第三條 此の規約を改廢するには大会で出席委員三分の二以上の同意がなければ出来ない。

第四條 本規約は一九四九年十月十六日より実施する。

会議規定

第一條 党の諸会議は本規定に従つて運営される。

第二條 大会を開催するには中央委員会はその二ヶ月前より選舉中から若干石に依る準備委員会を任命しその準備に當らせる。

第三條 大会提出の議案のある各支部は各党員はその十日前に本部に提出するものとする。

第四條 大会に出席する各党員は規定の党員証を示さなければならぬ。

第五條 大会出席の党員は平算の來去権と大蔵權を有する。

第六條 大会に於ける議決、副議長は党員中から選舉される。

第七條 党の總ての会議の議事は收録の時刻を記入を定す。

第八條 会議の出席者は年齢の三分之二以上出る。

第九條 中央委員会の議長は書記長が坐を担当する。

| | | | | | |
|-------------------|-------------------|------|-----------|------|-----------|
| 起案 | 昭和十九年七月二日 | 裁決 | 昭和十九年八月一日 | 令合 | 昭和十九年八月一日 |
| 翻譯 | 年 月 日 | 翻譯 | 年 月 日 | 總務 | 昭和十九年八月一日 |
| 完結 | 年 月 日 | 總務 | 年 月 日 | 部庶務課 | |
| | | | | | |
| 知事 K.S. | 總務部長 涉外部長 S.H. | 課長教課 | 主任 | | |
| 沖縄県立高師 | | | | | |
| 行審 七月九日 | | | | | |
| 備政官府行政法務部長室 | | | | | |
| 政事につて | | | | | |
| 十月三日附文以て御指示になりました | | | | | |
| 沖縄人民は開いた調査を別紙の通り | | | | | |
| 御報告致しました | | | | | |

一九四九年十二月一日

沖縄人民党中央委員会

軍政官代理副官海岸砲兵大尉
アランシス・B・マチュー・ス殿

十一月廿三日附より軍政府より改党二閏月の沖縄人民党中央委員会報告
左の通り

一、黨名 沖縄人民党中央委員会

二、政黨組織期日

一九四七年七月二十日

三、右場所

西川市大洋初等學校

四、組織者並に初代黨首

浦崎康華 前原豊島村高江町四班

五、黨組織等、首領と援助せる者、氏名

兼次佑一

瀬長龜次於

会部憲

新垣幸吉

東恩納義教

六、黨の目的

吾が党は労働者、農民、漁民、峰給生活者、中小商業者及
全勤労大衆の利益を代表し、ボツダ宣言の主旨に則り、
吾等は保守反動勢力と開政治、經濟、社會、文化の各分野にて
民主主義を確立し、全沖縄民族の解放を期す。

以下綱領通り

七、現黨首或口黨責任者

瀬長龜次於

八、各政黨、幹部、若手の中央委員會、民右

糸田幸吉

玉井健

大嶺經達

上地崇

神山岸穂

波平連八

松田高也 上原義廣
兼次佐一 宮城清一
山口忠次郎 平良文吉
野村安彦

九現在の本部及支部位置

| | |
|--------|--------------|
| 人民黨本部 | 真和志村松川区五班 |
| 那霸支部 | 那霸六区三級 |
| 真和志支部 | 真和志村松川区五班 |
| 糸沟支部 | 糸沟町二区十五班 |
| 小祿支部 | 小祿村字大嶺二六三 |
| 羽地神社支部 | 羽地村辛田井等宮岸清一色 |
| 本部支部 | 本部町東巴石川清完 |

大黨の公稱資金

五〇

十一黨員会費及入会金の額

黨費一月一人花拾圓

入会金五元

十二全黨員數

二〇〇名

一九四九年十二月二日

沖繩人民党中央委員會
中間會
總會

沖繩知事志喜屋孝信殿

政黨に関する報告

一九四七年十月十五日附米國軍政府特別知事令二十三号に
基づ沖繩人民党十一月分の報告

年月日

一九四九年十一月一日

(1) 会計報告

摘要

要

收

入

支

出

残

金

備

存

吉 古 曹 吉

那霸支部ヨリ収入

首里支部ヨリ収入

羽地支部ヨリ収入

支那支部ヨリ収入

那霸支部党費

合計

六 合

五 合

四 合

三 合

二 合

一 合

〇 合

回覧

七月六日追達旨

副議長 田 謙

一九五〇年一月六日

沖繩州喜屋敷信殿

政党開拓報告

一九四七年十月十五日附米國軍政府特別布告第十三号
基於人民黨十二月八日報告之文

（）金額計算報告

| 年月日 | 摘要 | 收 | 支 | 残金 |
|------------|------|-----|-----|-----|
| 一九四九年十二月一日 | 首月築越 | 一六一 | 一一一 | 一三〇 |
| 同日 | 党費 | 一六一 | 一六一 | 零 |
| 三日 | 党費 | 一六一 | 一六一 | 零 |
| 三日 | 党費 | 一六一 | 一六一 | 零 |
| 三十日 | 職員給料 | 一六一 | 一六一 | 零 |
| 合計 | 其他雜費 | 一六一 | 一六一 | 零 |
| 九七四 | 計 | 一六一 | 一六一 | 零 |
| 六百 | | 一〇〇 | 一〇〇 | 零 |
| 〇〇 | | 〇〇 | 〇〇 | 零 |
| 〇〇 | | 〇〇 | 〇〇 | 零 |
| 三三四 | | 〇〇 | 〇〇 | 零 |
| 〇〇 | | 〇〇 | 〇〇 | 零 |

株田

一月六日追達

部長

總務課長

課

一九五〇年一月八日

軍政長官殿

沖繩人民黨

農牧業者聯合會
人民黨後援會調報告花道

三段直詞

| | | |
|----------------------------|----|-----------|
| 少共於立等 | 職業 | 名 |
| 書記長 | 商業 | 長龜次郎 |
| 常任委員會 | 工業 | 新垣幸吉 |
| " | " | 大嶺經彥 |
| " | " | 玉妹健 |
| " | 農業 | 上地 |
| " | 商業 | 神山孝標 |
| " | 農業 | 松波平遠 |
| " | 農業 | 八八也 |
| 中央委員會 | 農業 | 原義廣 |
| 公務員 | 農業 | 口忠次郎 |
| 辦事處 | 農業 | 平良文吉 |
| 安彦 | 農業 | 宮川清一 |
| 公務員 | 農業 | 石川市一 |
| 辦事處 | 農業 | 羽地村田井等 |
| 更正 | 農業 | 伊豆味 |
| 更正 | 農業 | 本部 |
| 更正 | 農業 | 伊豆味 |
| 39445393443274731295248444 | 住 | 許 |
| 39445393443274731295248444 | 住 | 那霸第十三組 |
| 39445393443274731295248444 | 住 | 一四十二組 |
| 39445393443274731295248444 | 住 | 六四平級 |
| 39445393443274731295248444 | 住 | 真和志村織名 |
| 39445393443274731295248444 | 住 | 真和志大道一班 |
| 39445393443274731295248444 | 住 | 朱湧町二區十五班 |
| 39445393443274731295248444 | 住 | 那霸市十四九級 |
| 39445393443274731295248444 | 住 | 六巴西組 |
| 39445393443274731295248444 | 住 | 小祿村學人領二十六 |
| 39445393443274731295248444 | 住 | 大宜味村學喜嘉五班 |

人民党変遷略史

仲羅人民から言論結社集会出版の自由は言ふまで
ちなく信教の自由まで奪ひ取てゐた日本軍閥を
擊碎し沖縄人を解放したアリカ軍に感謝しつゝ
米軍に手渡された仁給社の自由を適切に生かし沖
縄を民主化するために一九四七年七月二十日沖縄人民党
は結成され¹²。

創立大會は同日石川市大洋校で催し綱領政策
規約を決定、後中央委員長は浦崎康華氏
常任中央委員は瀬長龜次郎、屋部義兼、兼次佐一
東恩納意敷、新垣幸吉が選出され¹²。

つて一九四八年八月二二日(午前十時)第二回党大会は
那覇市南南校に於いて開催、規約政策の一節を改
正の後改貞選挙と移り選挙の結果は中央委員長に
兼次佐一、書記長新垣幸吉、常任中央委員長仲本
育政、平良良松、神山春標、上原義廣、島袋賀信
が選出され、波平連へと選ばれ書記局を那覇市壱番
一丁十四組に置くこと決定。

之より一九四九年十月十六日才三回党大会は那覇高級
学校にて開催、宣言綱領を改正、役員選挙も移り
新規約は從い委員長を廢して書記長制を取る

書記長=瀬長龜次郎、常任中尺委員=新垣章吉
大嶺經達、王味健、上地栄、神山孝標、波平徳八
正選任、事務所正直和志大道五郎=置正當活動の本
部へ現任到了

一九五〇年二月十一日

沖縄人民党

沖縄知事志喜屋恭信殿

政黨に関する報告書

一九四七年十月十五日附米國軍政府特別布告第三
三号に基く沖縄人民党一月分の報告書

(二) 会計報告

| 年月日 | 摘要 | 收 | 支 | 出 | 残 | 金 |
|------------|------------|-----|---|-----|---|-----|
| 一九五〇年二月十一日 | 前月繰越 | | | | | |
| | 農業同盟人民黨連合會 | | | | | |
| | 共产党 | | | | | |
| | 党員旅費 | | | | | |
| | 党費 | | | | | |
| | 不動湖代 | | | | | |
| 合計 | | 一六〇 | | 一一〇 | | 三三〇 |
| | | ： | ： | ： | ： | ： |
| 四九四 | | 六〇 | | 三〇〇 | | 三三〇 |
| ： | | ： | | ： | | ： |
| 四六六 | | 六〇 | | 〇〇 | | 六〇 |
| ： | | ： | | ： | | ： |
| 三三〇 | | 三三〇 | | 三三〇 | | 三三〇 |

部長

鈴木錦長

課員

①

②

一九五〇年三月十三日

沖繩縣志喜屋岸信殿

政黨之開する報告

一九四七年十月十五日附米國軍政行特別布告第
二十三号ニ基^ニ沖繩(民慶二月八日)報告

沖繩人民堂

○會計報告

| 年月日 | 摘要 | 收入 | 支出 |
|-----------|------|-----|----|
| 一九五〇年二月一日 | 前月繰越 | | |
| 廿日 | 党費 | 五三 | 五 |
| 廿九日 | 職員給料 | 三 | 三 |
| 合計 | | 五九八 | 五 |
| | | 五 | 五 |
| | | 八 | 八 |

回観

課長

課

部長

(三月十三日、久手里)

間宮 部長 課長 課 ⑧

一九四〇年四月十六日

沖繩人民黨

一、本繩事志喜公孝信殿
政黨上席の報告

一九四〇年五月前米國行政府特別布告第十三号基食黨三月報告

(1) 會計報告

| 年月日 | 摘要 | 收 | 支 | 殘 |
|-----------|-----------|------|-----|------|
| 一九四〇年三月一日 | 年月報 | 西五 | | |
| 十日 | 黨費 | 三六〇 | 一〇〇 | 二六〇 |
| | 車運 | 五六三 | 〇 | 二五三 |
| | 黨費 | 一〇〇 | 〇 | 九〇 |
| | 雜費 | 一〇〇 | 〇 | 一〇〇 |
| | 車運 | 六〇 | 〇 | 六〇 |
| | 車門 | 〇 | 〇 | 〇 |
| | 不支用紙代 | 一〇〇 | 〇 | 一〇〇 |
| | 職員給料 | 七九 | 二五 | 五四 |
| | 其他 | 一三〇 | 〇 | 一三〇 |
| | 黨費 | 三九 | 〇 | 三九 |
| | 本繩事志喜公孝信殿 | 一六五三 | 〇 | 一六五三 |
| | 合計 | 一一四 | 〇 | 一一四 |
| | | 五四九 | 〇 | 五四九 |

一九五〇年五月十日

沖繩人民黨

沖繩人民黨信託
政黨開支報告

一九四九年十一月十五日附米國軍政府特別布告第十三號
基於沖繩人民黨開支報告

(二) 會計報告

| 年月日 | 摘要 | 摘要 | 收入 | 支 |
|-----------|------|----|----|---|
| 一九四九年四月一日 | 首月操越 | | | |
| 計 | 三十一日 | 黨費 | | |
| 七二九 | 一 | 日 | | |
| 一七〇 | 七 | 七 | | |
| 五五九 | 五 | 五 | | |

一九五〇年五月十日

鄭永慶

課長

①

部長

課長

課

⑭ 1950.6.9
1950.6.9

一九五〇年六月九日

沖縄人民党

一九五〇年六月九日
農業志喜屋産信致

統計報告

一九五〇年六月九日
農業志喜屋産信致
統計報告

| | | （）会計報告 | |
|---------------|-------|--------|-------|
| | | 收入 | 支出 |
| 一九五〇年五月 一日 | 前月上解額 | 三〇〇 | 支去 |
| 六月全月 | 黨費 | 二九〇 | 現金 |
| 吉用誠代 | 黨費代 | 一一〇 | 三〇〇 |
| 車賃 | 車賃 | 一〇〇 | 四〇〇 |
| 手賃 | 手賃 | 一〇〇 | 四〇〇 |
| 旅費 | 旅費 | 一一〇 | 四〇〇 |
| 三合 | 車賃 | 一一〇 | 四〇〇 |
| 合 | 計 | 一四一〇〇 | 一三七〇〇 |

(3) 役員及執行委員名簿

左記役員詳位二附報生三件

役員 氏名 詳位年月
常在 一九五〇年五月一日 備考

一九五〇年七月十三日

沖繩知事志喜屋孝信殿

（元四七年十月十五日附米國軍政府特別布告
第十三號）
基於沖繩人民黨六月份報告

(八) 金日計報告

| 年月日 | 摘要 | 要收 | 支出 | 殘金 |
|------------|------|------|-------|------|
| 一九五〇年六月一日 | 前月總額 | | | |
| "四日 | 黨費 | | | |
| "八日 | 旅費 | | | |
| "十二日 | 黨費 | | | |
| "十五日 | 車費 | | | |
| "二十日 | 黨費 | | | |
| "三十日 | 車費 | | | |
| " | 職員給料 | | | |
| | 計 | | | |
| 六月中 寄附金 | 二三〇〇 | 二三〇〇 | 一三一〇〇 | 九五〇〇 |
| | | | | |

附

部長
課長
主計

一九五〇年八月十五日

沖繩人民党

沖繩人民党事務局報告書
一九四七年十月十五日附米國軍政府特別布告第11号
奉此特電人民党八月八日今報北面七月一日至七月三十一

(2) 金計報告

一九五〇年八月

前編

要 收 入 支 出

日

100.00

九百零

茶葉代

壹

百

日

100.00

九百零

回見

計

八百零

日

百

日

百

日

百

日

百

日

百

日

百

日

百

日

一九五〇年九月一日

沖縄人民党

喜方四町憲大倉於之進差事後更尤主

(3) 稼植 賦役員名簿
知事 副知事

| | | | | | | | | | | 賦役員名簿 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 農業 | 商業 | 漁業 | 工業 | 農業 | 漁業 | 商業 | 工業 | 農業 | 漁業 | 賦役員名簿 |
| 種植業 | 販賣業 | 養殖業 | 土木工程 | 稻作 | 漁業 | 經銷業 | 製造業 | 畜産業 | 商業 | 賦役員名簿 |
| 種植業者 | 經銷業者 | 農業者 | 工場主 | 稻作者 | 漁業者 | 經銷業者 | 工場主 | 畜産業者 | 商業者 | 賦役員名簿 |
| 島袋義廣 | 喜瀬幸吉 | 高田義廣 | 井上清一 | 松田高也 | 浦城仲一 | 酒井伸一 | 谷口義廣 | 小林義廣 | 川平義廣 | 島袋義廣 |
| 嘉山嘉徳 | 嘉山嘉徳 | 又吉 | 嘉山嘉徳 | 島袋義廣 |
| 26 | 3735 | 3134 | 4234 | 4343 | 4733 | 12862 | 4862 | 5454 | 4444 | 島袋義廣 |
| 那霸市 | 島袋義廣 |
| 那霸市二十四級 | 島袋義廣 |

九五〇年九月十五日
中華人民共和國
外交部
公報
中華人民共和國政府特此告白
一九四九年十月十五日
中華人民共和國政府特此告白
中華人民共和國政府特此告白

新編人民文學

15/19

115 FT

一九〇〇年十一月十五日

中華人民共和國

中華人民共和國軍委會總參謀部
一九四九年十一月十五日附米國軍政部特別布告
軍委會總參謀部令
一九四九年十一月十五日
會計報告

(1) 管計報告

供司員人
計

卷之三

1168

一九五〇年十二月十五日

知事一平良辰雄殿

一九四七年十月十五日附米國軍政部特別布告第十三號
冀中人民民主政府十月分會計報告

卷之三

本繩氏

佛國傳

30

行政司
印

卷之三

11

十一月十二日

一九五一年一月十五日

知事 平良辰雄殿

一九五一年十月十五日附米國軍政府特別布告文ニテ
上記ノ沖繩人民一月分之報告

(1) 會計報告書

沖繩人民

| 年月日 | 摘要 | 收入 | 支出 | 残高 |
|-----------------|----------|-----|----|----|
| 一九五一年十一月 廿四日 | 前月餘額 | | | |
| " | 賃金 | | | |
| " | 車價 | | | |
| " | 登費 | 一九〇 | | |
| " | 十日 | | | |
| " | 三日 | | | |
| " | 不支一用祇空也 | | | |
| " | 藏置料 | | | |
| " | 新聞廣告代 | | | |
| 三日 | 日東新報 四冊代 | | | |
| " | 常賞 | 六九〇 | | |
| " | 計 | 二八三 | | |
| " | | | | |
| | | | | |

部長



課長



課員



主



門



一九五一年二月十五日

群衆部事

平良辰雄殿

一九四七年十月十五日原來國軍政府特別布告方三三
摹人民竟一日分報告

(二)會計報告

歲前
歲後
歲出
歲入

繩越金
繩越金
入
出

二二九四円

內訖

歲入
繩越金
繩越金

一六八七円

歲出

備費

通信費

接待費

計

一七六四円
一三四円
二三〇円
二一九四円

供回復差引残高

四九四

二月十五日

鄧長

謀員

謀員

沖繩人民

一九五一年三月十二日

沖縄人民

知事・平良辰雄殿

(二) 會計報告 三月分

前月繰越 四九円
歳入 一六四八円
支 出 一二三四円

内訳

歳出
備品費 九四八円
通信費 一六四円
雜費 一七〇円

計 一三四円

差引残額 四六三円
供回覧

三月二十日開

部長 謹啟

1172

| 供回臨地總務課長黑澤長 | |
|-------------|-------|
| 一九五一年四月十四日 | |
| 知事一千五百元 | 前月祥歲 |
| 歲入 | 歲出 |
| 歲費 | 前月祥歲 |
| 黨費 | 四六三円 |
| 寄附 | 四七一円 |
| 合計 | 一〇一円 |
| 歲入計 | 四三八円 |
| 歲費 | 四六六円 |
| 寄附 | 一四五円 |
| 合計 | 七一〇円 |
| 歲費 | 二一〇円 |
| 信費 | 五八九円 |
| 郵費 | 九四九円 |
| 廣告費 | 一四五円 |
| 代費 | 一四五円 |
| 員費 | 一四五円 |
| 廣告費 | 一四五円 |
| 消費費 | 一四五円 |
| 辦費 | 一四五円 |
| 總務課長 | 一四五円 |
| 會計報告(三月) | (二) |
| 中總人民書 | 中央 |
| 新嘉坡 | 新嘉坡 |
| 中總人民書 | 中總人民書 |
| 中央 | 中央 |
| 新嘉坡 | 新嘉坡 |

沖縄人民公論
 1月15日 久慈
 16日 大平
 17日 琴平
 18日 小浜
 19日 石川
 20日 幸田
 21日 天王
 22日 香川
 23日 五島
 4.21 調

一九五一年五月十四日

三月十四日

社事平良辰輝殿

沖繩人民



(1) 會計報告(四月份)

前月練越 三一八〇圓
歲入 一二〇二圓
殘歲支出 四三一七〇圓

金内款

歲 党費 一一〇二圓

歲 告發

廣告代 一一〇〇圓

消耗費 九二〇圓

通信費 一五〇圓

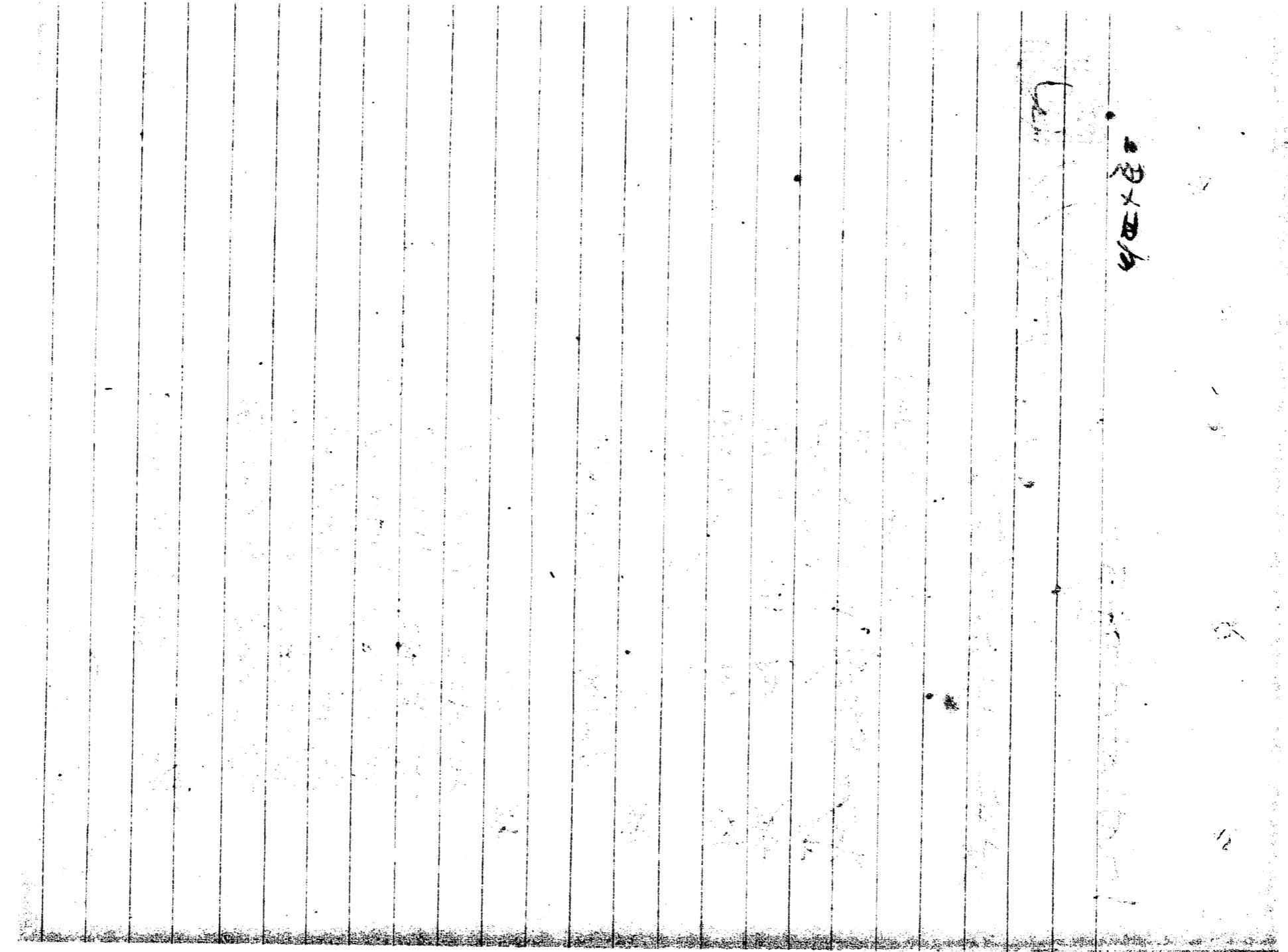
新庫代 五五二圓

職員費 一〇〇〇圓

其四零 計四三三圓

總務課





洪司

卷之三

譜

主

知事平良辰
乙未歲

(二) 金計報告(六月分)

歲歲歲前月
舞舞舞入人
年年年一六
九五五五五

卷之二

卷之三

消耗費
通信費

消耗費
三五圓
一〇圓
一八〇圓
四四圓
七八〇圓
一六〇圓
三二〇圓
一〇〇圓
二〇〇圓
三〇〇圓
四〇〇圓
五〇〇圓
六〇〇圓
七〇〇圓
八〇〇圓
九〇〇圓
一〇〇〇圓
一〇〇〇〇圓

計一、九五正圓

R00000475B 03-S068
1177

一九五一年七月十九日

知事 平良辰雄殿

會計報告

前月繰越 一九一九円

支入 一七三〇円

支出 一五四九円

内訳

歳入 費用 一一〇円

歳出 消耗品 七二一円

消耗農具 一六三円

信託費 三一五円

總務部長 計 一三四九円

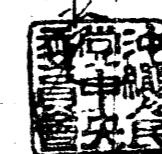
七月十七日

(3) 役員及く執行委員名簿上開きの件

役員 氏名 除名者名

中央委員 上地栄 一九五一年六月一日 中央委員会の決定

署名



一九五一年八月十五日

沖繩人民黨



知事 平良辰雄殿
（会計報告）

前月繰越 一〇八一円
收入 八二三円五拾錢
支出 一五八二円
差引 残出 三二一円五拾錢

收支内訳

收入の部
党費 八二二円五拾錢

支出の部

消耗費

三二三円
一一五九円

雜費

一〇〇円

共

通

費

八二二円五拾錢

代課臺主

白當
印

一九五一年九月十五日

沖縄群島政府知事

平良辰雄殿

(一) 會計報告

前月繰越

三二一円五拾錢

支收

四五四円

差引残

四三二円

收入支訣

五三九円五拾錢

收入の部

黨費

四五四円

支出の部

事務費

一五二五円

交通費

三六一円

広告費

一〇〇〇円

離党費

一四三七円

總

Koshi
中央委員長

課長

印

上

印

印

印

役名

代名

氏名

仲里誠吉

九五一年九月七日

脱党年月日

(3) 役員及執行委員名簿に附す3件

一九五一年十月廿日

沖繩群島政府知事

平良辰雄殿

會計報告

前月繰越 五三九月五拾錢

收入 五九三八月

支出 六四五三月

差引殘高 二四月五拾錢

收支內訛

收入，部 五九三八月

支出，部 一〇一三月

交通費 一〇四〇月

事務費 一五〇〇月

広告料 二九〇〇月

雜費

共



長



沖繩人民黨

一九五一年十一月十七日

沖縄人民黨



沖縄群島政府知事
平良辰雄殿

会計報告(平月分)

前月繰越、二四円五拾錢

支 收 入 二一五一円

差引残高

四八四円五拾錢

收支内訳

收入の部

党費 二一五一円

支出の部

事務費 五三二円

交通費 六三九円

雜 費 五三〇円

字典

總務



課長



十一月十七日

一九五一年十二月二十六日

沖縄金券

沖縄群島知事
平良辰雄殿

會計報告(十一月分)

前月繰越 四八八円五〇錢
收入 二二三八円五〇錢
支 出 一四三六円
差引 残高 七九二円五〇錢

收入の部 内訳
当月費 一七四四円

支 出 の 部

事務費 四三〇円
交通費 四九六円
雜費 五一〇円



一月一日



長課

課員



一九五二年一月廿一日

沖縄群島副知事

山城篤男殿

(1) 會計報告(一九五一年十二月)

前月繰越 七九三月五拾弌

收入 支出 入 一三、一一三円

出 九、八一〇円

差引 残高 四、〇九五円五拾弌

内 訳

收入部 党費 一三、一一三円

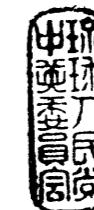
支出部

事務費 一二〇二円
交通費 五三四円
雜費 八〇八四円

琉球人民黨

一九五三年二月一日

琉球人民黨



沖繩群島副知事

山城篤男殿

會計報告(一九五三年一月)

前月繰越

四〇九五円五拾枚

支 收

一、三六一円五拾枚

差引残高

五、一二五円

收入部

内

訣

支出部

黨費

一、三六一円五拾枚

支出部

事務費

二、二四五円

交通費

雜費

三五〇円

二五三〇円

一九五二年二月廿四日

沖縄群島副知事、山城篤男殿

琉球人民黨
印

役員名簿二月廿四日

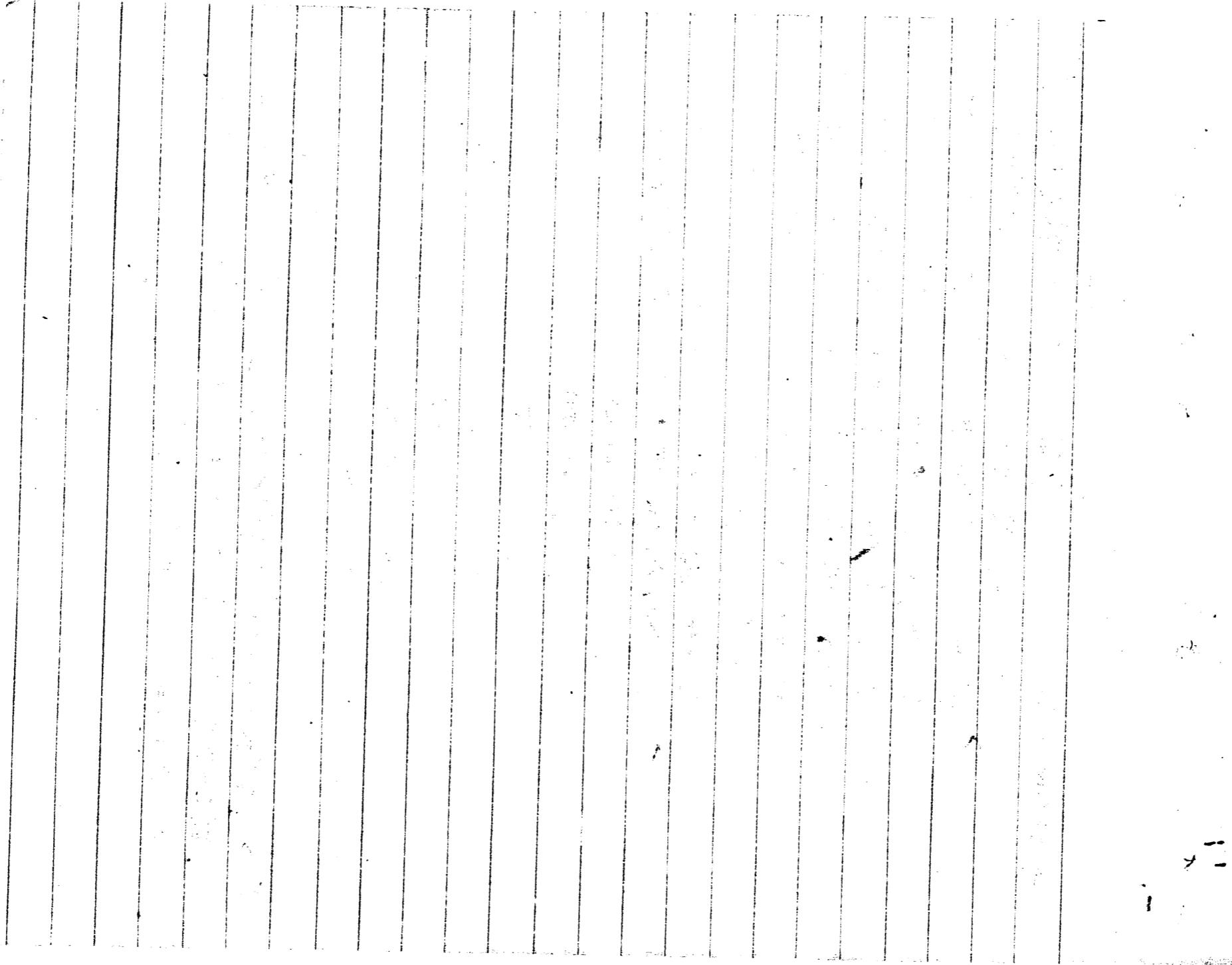
一九五一年十二月二十九日の党大会に於て沖縄人民党と
全琉政党は発展せしめ、琉球人民党と改稱することに決定
しまして、當同大會に於て選出された役員は左通り
であります。

| | | |
|-------------------|-------|--------------|
| 役員名 | 竹薄仁 | 門下三仲 |
| 党中央委員、商業、漁業、漁長龜次郎 | 四五 | 那霸市十一区十二組 |
| 島袋嘉順 | 二八 | |
| 商業名 | 嘉山良彦 | 二九 那霸市四区十四組 |
| 大工 | 新垣幸吉 | 五十 一区十二組 |
| 大工 | 大嶺経達 | 五四 六区三十四組 |
| 真喜屋 | 武 | 二七 十区九組 |
| 事務員 | 比嘉利男 | 二八 楊辺七十号 |
| 事務員 | 渡嘉敷英松 | 二五 楊辺二区四班 |
| 公更 | 屋慶名政永 | 二九 真和志村字三里三班 |
| " | 山川宗正 | 二七 "字楊辺区 |
| " | 上原義廣 | 三六 小祿村字大嶺二六三 |
| 商業 | 大嶺泰一 | 三八 宇宮城 |

| | | |
|---------------|----|--------------|
| 党中央委員 農業 又吉一郎 | 三六 | 豊見城村字長堂六一 |
| 商業 神山孝標 | 五二 | 糸満町二区十五組 |
| 商業 平文吉 | 四六 | 石川市二区六班 |
| 公吏 安里吉雄 | 二七 | 読谷村喜納区六班 |
| 事務員 嶺間真市 | 三十 | 恩川村金武津区六組一九号 |
| 農業 富川盛孝 | 三五 | 美里村比屋根区四班 |
| 精米業 親川孝芳 | 四十 | 名護町親川区 |
| 公吏 宮城清一 | 四二 | 羽地村田井等区十三班 |
| 佐野喜島 | | |
| 浜畑秀磨 | | |
| 大山三津司 | | |
| 土瀬葉美 | | |
| 崎田寅芳 | | |
| 竜明文 | | |
| 林義己 | | |

以上

二、上記党中央委員中職業、年令、住所等の不明な分は
就りて現在各支部に向合ひを申であります。通知
リ次第更々て報告致します。



一九五二年三月十五日

沖繩群島副知事

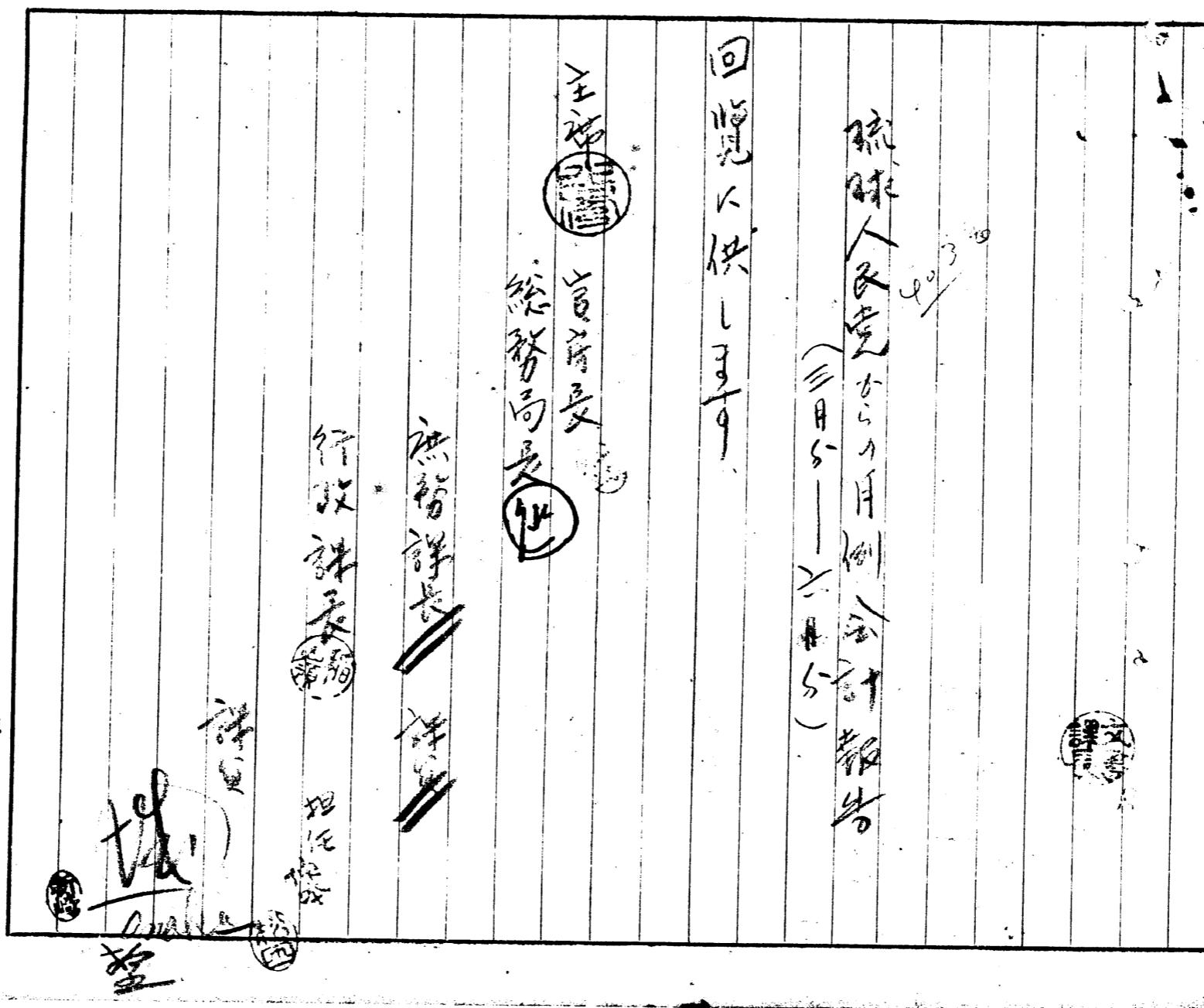
山城萬男殿

會計報告（先月（三月）分）

| 前月繰入 | 支出 | 引残高 | 差引 |
|------|----|-----|----|
| 三 | 四 | 一 | 一 |
| 六 | 一 | 四 | 四 |
| 四 | 一 | 三 | 三 |
| 七 | 一 | 四 | 四 |
| 一 | 四 | 四 | 四 |
| 四 | 四 | 四 | 四 |

牧入部
党費
四.一.一四四

| | |
|-----|--------|
| 事務費 | 一、〇八八四 |
| 通費 | 一、〇八八四 |
| 雜費 | 一、〇八八四 |
| 交費 | 一、〇八八四 |
| 二. | 一、〇八八四 |
| 三 | 一、〇八八四 |
| 六 | 一、〇八八四 |
| 八 | 一、〇八八四 |
| 四 | 一、〇八八四 |



1193

一九五二年七月十六日

琉球政府行政主席

比嘉秀平殿

一九五三年三月分会計報告，件

琉球人民當
事務局長印

前月繰越
支收 入
差引殘高
六七一円
七九四円
一三二円
一五三円

收 支 內訛

收入、部
黨費
支出、部
事務費
交通通信費
雜維持費
二三五円
一九七円
九〇円
六九〇円



1194

一九五二年七月十六日

琉球人民當中總務會

琉球政府行政主席
比嘉秀平殿

一九五三年四月分會計報告一伸

前月繩越 一五三月

三、二一五月

差引殘高 一六九元

收入支內訣

收入部 党費 三、二一五月

支出部 事務費 三、二一五月

交通運信費

四二〇
五二六 円 19
三二八 円

雜費



2字訂正

一九五二年七月十六日

琉球人民党中央委員會

琉球政府行政主席
比嘉秀平殿

一九五二年五月分會計報告件

2号訂正

前月繰越一九

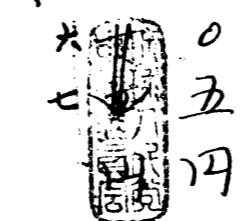
年六月

收入 入 一、四七八円

差引残高 一、六八〇五円

收支內訳

收入 出 一、四七八円



收入部

党費

一、四七八円

事務費 一、六五四円
交通費 一、八〇八円
維持費 一、三五五円
雜費 一、四八八円

支出部

一九五二年七月十六日

琉球政府行政主席
比嘉秀平殿

一九五二年六月分会計報告一件

2字訂正

4字訂正

前月繰越

一六

收入 支出 入

五八三〇 円

差引残高

一三七一 円

支内訳

一三六六 円

收入部
党費
寄附金

二、三、
四三五

月

雜、統
広告費
持費
事務費
交通費
支
出
の
部

一五〇
一一〇
一三六
一三六
一三六
一三六

四五九
四九四
四五九
四五九
四五九
四五九

七二五
四四四
七二五
四四四
七二五
四四四



1197

GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS
Office of the Chief Executive
Naha, Okinawa

ORIGOA-65 AUG. 12 1952

SUBJECT: Monthly Financial Reports from the Ryukyu People's Party

TO : Civil Administrator
U. S. Civil Administration of
the Ryukyu Islands

Enclosed herewith for your information are monthly financial reports from the Ryukyu People's Party.

cc:
SHOUEI HIOA
Chief Executive
Government of the Ryukyu Islands



Date : 16 July 1952

Subject: Monthly Financial Report for March 1952

To : Mr. Shukei Higa,

Chief Executive of the GRI

From : Ryukyu People's Party

| | |
|---|-------|
| Balance brought over from the last month's account----- | 1471 |
| Revenue----- | 794 |
| Expenditure----- | 1,212 |
| Balance----- | 53 |

Break-Down of the Revenue and Expenditure

Revenue

| | |
|---------------------|-----|
| Membership fee----- | 794 |
|---------------------|-----|

Expenditure

| | |
|------------------------------------|-----|
| Expense for party business----- | 690 |
| for communication and transport--- | 197 |
| for maintenance----- | 90 |
| for miscellaneous matters----- | 235 |

Date : 16 July 1952

Subject: Monthly Financial Report for March 1952

To : Mr. Shukui Higa,
Chief Executive of the GRI

From : Ryukyu People's Party

| | |
|---|-------|
| Balance brought over from the last month's account----- | 471 |
| Revenue----- | 794 |
| Expenditure----- | 1,212 |
| Balance----- | 53 |

Break-Down of the Revenue and Expenditure

Revenue

Membership fee----- 794

Expenditure

| | |
|------------------------------------|-----|
| Expense for party business----- | 690 |
| for communication and transport--- | 197 |
| for maintenance----- | 90 |
| for miscellaneous matters----- | 235 |

DATE: 26 July 1952

SUBJECT: Financial Report for April 1952

TO: Mr. Shuhei Higa
Chief Executive of the GRI

FROM: Ryukyu People's Party

| | |
|---|-------|
| Balance brought over from the last month's account----- | 153 |
| Revenue----- | 3,215 |
| Expenditure----- | 1,274 |
| Balance----- | 1.994 |

Break-Down of the Revenue and Expenditure

Revenue:

Membership fee----- 3,215

Expenditure:

| | |
|----------------------------------|-----|
| Expenses for party business----- | 420 |
| for traffic and communication--- | 526 |
| for miscellaneous matters----- | 328 |

DATE: 26 July 1952

SUBJECT: Financial Report for April 1952

TO: Mr. Shikai Higa
Chief Executive of the GRI

FROM: Ryukyu People's Party

| | |
|---|-------|
| Balance brought over from the last month's account----- | 453 |
| Revenues----- | 3,215 |
| Expenditure----- | 1,274 |
| Balance----- | 1,994 |

Break-Down of the Revenue and Expenditure

Revenues:

Membership fee----- 3,215

Expenditure:

| | |
|----------------------------------|-----|
| Expenses for party business----- | 420 |
| for traffic and communication--- | 526 |
| for miscellaneous matters----- | 328 |

DATE: 16 July 1952

SUBJECT: Financial Report for May 1952

TO: Mr. Shuhei Higa,
Chief Executive of the GRI

FROM: Ryukyus People's Party

| | |
|---|-------|
| Balance brought over from the last month's account----- | 1,994 |
| Revenue----- | 1,478 |
| Expenditure----- | 2,805 |
| Balance----- | 667 |

Break-Down of the Revenue and Expenditure

Revenue:

Party membership fee-----1,478

Expenditures:

| | |
|--------------------------------|-------|
| Expense for party affairs----- | 654 |
| for traffic----- | 1,008 |
| for maintenance----- | 355 |
| for miscellaneous matters----- | 788 |

DATE: 16 July 1952
SUBJECT: Financial Report for May 1952
TO: Mr. Shuei Higa,
Chief Executive of the GRI
FROM: Ryukyu People's Party

| | |
|---|-------|
| Balance brought over from the last month's account----- | 1,994 |
| Revenue----- | 1,478 |
| Expenditure----- | 2,805 |
| Balance----- | 667 |

Break-Down of the Revenue and Expenditure

Revenue:

Party membership fee-----1,478

Expenditures:

| | |
|--------------------------------|-------|
| Expense for party affairs----- | 654 |
| for traffic----- | 1,008 |
| for maintenance----- | 355 |
| for miscellaneous matters----- | 788 |

DATE: 16 July 1952

SUBJECT: Financial Report for June 1952

TO: Mr. Shuhai Higa,
Chief Executive of the GRI

FROM: Ryukyu People's Party

| | |
|---|-------|
| Balance brought over from the last month's account----- | 1667 |
| Revenue----- | 5,830 |
| Expenditure----- | 4,371 |
| Balance----- | 2,126 |

Break-Down of the Revenue and Expenditure

Revenue:

| | |
|---------------------|-------|
| Membership fee----- | 3,395 |
| Contribution----- | 2,435 |

Expenditure:

| | |
|--------------------------------------|-------|
| Expense for party business----- | 725 |
| for traffic----- | 459 |
| for publicity and advertisement----- | 1,500 |
| for maintenance----- | 120 |
| for miscellaneous matters----- | 1,567 |

DATE: 16 July 1952

SUBJECT: Financial Report for June 1952

TO: Mr. Shuhui Higa,
Chief Executive of the GRI

FROM: Ryukyu People's Party

Balance brought over from the last month's account--- ¥667
Revenue----- 5,830
Expenditure----- 4,371
Balance----- 2,126

Break-Down of the Revenue and Expenditure

Revenue:

Membership fee----- 3,395
Contribution----- 2,435

Expenditure:

Expense for party business----- 725
for traffic----- 459
for publicity and advertisement--- 1,500
for maintenance----- 120
for miscellaneous matters----- 1,567

一九五二年十一月廿五日

琉球人民黨

琉球政府行政主席

比嘉秀平殿

一九五二年七月分，會計左左如報告致申。

前月繰越 二.一二六円

差引残高 八.一三八円
九.一一四円
一.一五三円

收入
支出
內訳

（收入）
黨費 三.四九〇円
黨員寄附 四.六四八円

（支出）
部

事務費 一.六七三円
交通費 二.四五五円
廣告費 二.一〇〇円
雜費 六.八八三円



一九五二年十一月廿五日

琉球政府行政主席

比嘉秀平殿

琉球人民黨



一九五二年八月份の経理を左如く報告致します。

前月繰越一一五三円

七六四四円

八二七〇円

五二七〇円

收支内訳

收入、部

党員寄附費

雜広事務費
交通通費
廣告費

四、三八〇九〇円
二、三一〇円
八五一円

二、九八〇円
六六四円

前月繰越
差引残高

一九五二年十一月廿五日

琉球人民當
代琉球人民黨

琉球政府行政主席
比嘉秀平殿

一九五二年九月分の経理を左の如く報告致し奉る。

前月繰越
五二七円

一一四三円

一、六七〇円

差引残高
ナシ

收入部
収支内訳

支出部
一一四三円

支
費

事務費

雜交通費

支
費

支
費

三五〇円
六〇〇円
七二〇円



一九五二年十一月廿五日

琉球政府行政主席
比嘉秀平殿

琉球人民黨
總務司

一九五二年十月分の経理を左の如く報告致します。

收入
支
出
差
引
残
高

一、八二〇円
一、六四〇円
一、八〇円

收支内訳

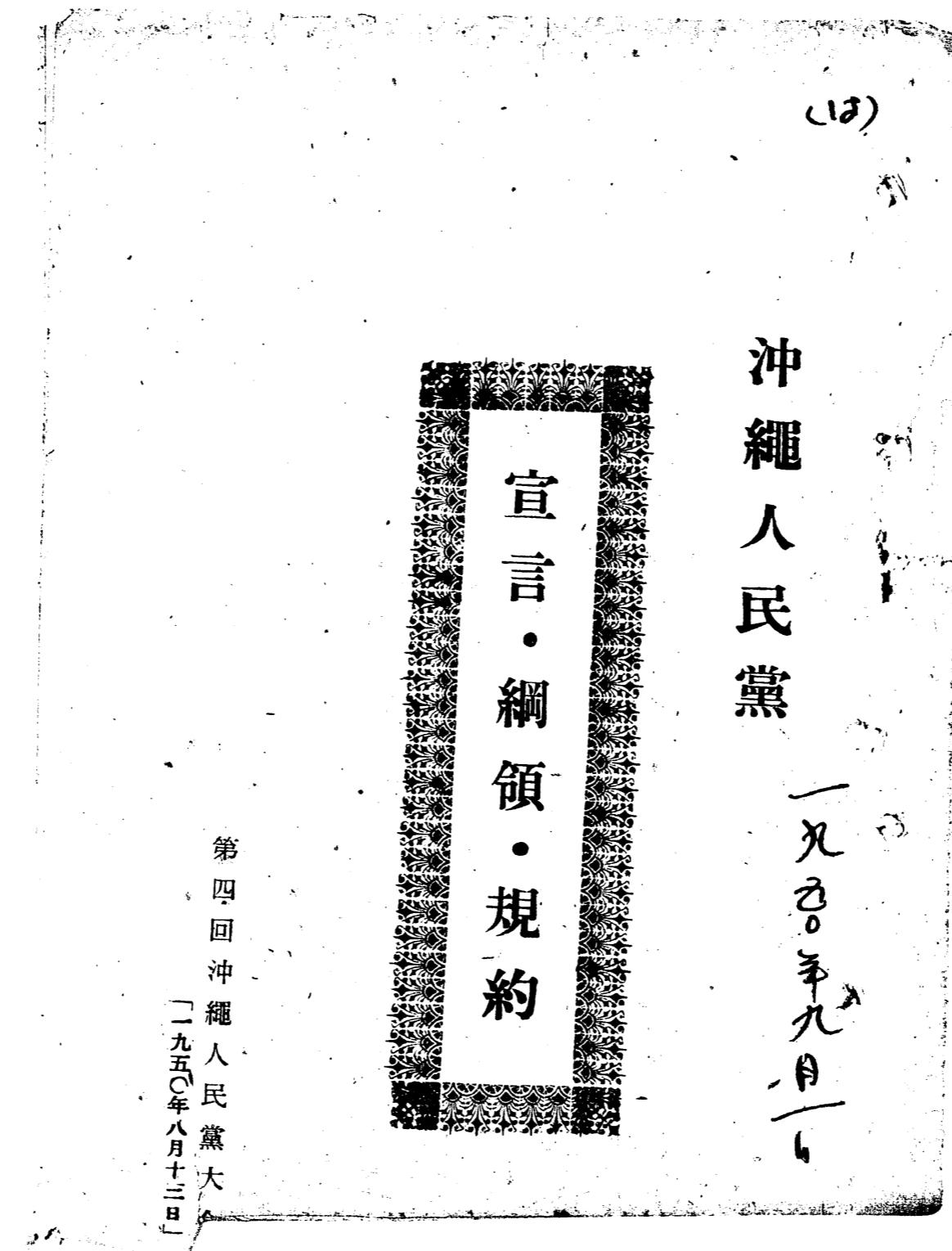
(收入の部)

党費
借入金
一、三二〇円
五〇〇円

(支出の部)

事務費
交通費
雑費
廣告費
一七〇円
二八〇円
七〇〇円
四九〇円





一万人の黨

人民党は働く人民の党である。

労働者、農民、漁民、中小企業者の党である。民族を愛する者の党である。

勤労人民の利益を護り、何とも恐れず、何にも屈せず、民族解放のために闘う党である。

今や働く人民のゆるぎない生権を確保する爲には一切を擧げて人民党を強化する外に道はない。

貧乏を憎み、保守反動を憎み、民族を愛する者は、明るい社會を守む者は、一人残らず入党せよ。

人民の力を結集し

人民党を一万人の党え!!

沖縄人民黨

宣言、綱領、規約

宣 言

一、吾が党は労働者、農民、漁民、傳統生活者、中小企業者及全勤労大衆の利益を代表し、ホツタム宣言の主旨に則り、あらゆる保守反動勢力と闘い、政治、經濟、社会、文化の各分野に於て民主主義を確立

し全沖縄民族の解放を期す。

二、吾が党は如何なる戦争にも反対し、戦争せん動者とアシストの締結を期す

三、吾が党は基本的人権を尊重し、人種、國籍、性別、宗教等に依る差別待遇を排し世界平和の確立を期す

し全沖縄民族の解放を期す。

四、吾が党は最も反対し、戦争せん動者とアシストの締結を期す

五、吾が党は基本的人権を尊重し、人種、國籍、性別、宗教等に依る差別待遇を排し世界平和の確立を期す

し全沖縄民族の解放を期す。

六、吾が党は最も反対し、戦争せん動者とアシストの締結を期す

七、吾が党は最も反対し、戦争せん動者とアシストの締結を期す

八、吾が党は最も反対し、戦争せん動者とアシストの締結を期す

九、吾が党は最も反対し、戦争せん動者とアシストの締結を期す

十、吾が党は最も反対し、戦争せん動者とアシストの締結を期す

十一、吾が党は最も反対し、戦争せん動者とアシストの締結を期す

十二、吾が党は最も反対し、戦争せん動者とアシストの締結を期す

十三、吾が党は最も反対し、戦争せん動者とアシストの締結を期す

十四、吾が党は最も反対し、戦争せん動者とアシストの締結を期す

十五、吾が党は最も反対し、戦争せん動者とアシストの締結を期す

十六、吾が党は最も反対し、戦争せん動者とアシストの締結を期す

十七、吾が党は最も反対し、戦争せん動者とアシストの締結を期す

十八、吾が党は最も反対し、戦争せん動者とアシストの締結を期す

十九、吾が党は最も反対し、戦争せん動者とアシストの締結を期す

二十、吾が党は最も反対し、戦争せん動者とアシストの締結を期す

二十一、吾が党は最も反対し、戦争せん動者とアシストの締結を期す

C 社会

A 政治

1、人民自治政府の樹立

2、憲法議会の設定

3、琉球知事及琉球議會議員の選出による公選実施

4、北緯三十度以南の琉球諸島の完全統一

5、言論、出版、結社、集會、思想、信仰の自由

6、講和条約締結の促進、移民間題の早急解決

- 27、婦人の地位を高め、完せんなる男女同様の実現
28、戰争未亡人、孤児及要援護者の救濟の徹底、公營に依る託児所の普及

- 29、都市、農村に各種文化施設の設置
30、みん文化の保存
31、公費に依る諸學校設備の完せんなる整備
32、文化に対する官權の干涉反対、脚本、出版物検閲制の撤廃
33、海外よりの図書、新聞、雑誌、その他、文化資材の移入促進
34、一般家庭に於ける照明の普及政策

だい三 条 会合では少數の意見は多数の意見に従い、討論は自由であるが、一たん決定したことに對しては自己の意志如何に拘らず、決定通り実行しなければならない

だい四 条 吾が党に入党するには党員一名の紹介を要し、その確認は支部會議に於てなされる

だい五 条 党員は自己の活動情況や、行動、態度其の他に關し、決議がなされる一切の会合に參加する権利がある

だい六 条 党員は届けを出せば何時でも脱党することが出来る。但し再入党の際は中央委員会の承認をする

だい七 条 党員が党の決定に違反し党規をみだし、又は党の名誉を傷ける行為ある場合は、支部會議の決定に依り、中央委員会の確認を経て除名することが出来る

D 文 化

規 約

吾が党は労働者、農民、漁民、俸給生活者、中小企業者及全勤労大衆の利益を代表し、沖縄民族の解放を期して開う光榮ある党である。

第一章 黒員の権利と義務

第一 権、黨の貢献、綱領、規約及諸決定を承認し、党費を規則的に支拂ふ、党員登記証を所持し、党的活動に參加するものを党員とする。但し登記を理由なく六ヶ月以上滞納せば党員の資格を失ふ。

第二 おもよに見合で決められた、党の会合で、自由に意見を述べる機関及、機關に於く党員の行動態度に關し批判することが許す。

第三 上級機關と下級機關が同一事項に關し異なる決定をなした場合は下級機關の決ていは上級機關の決ていて従つ。

第四條 書記局は中央常任委員会に所屬し、統制指導部、組織部、財政部、農民部、青年部、婦人部を置き、書記長統轄の下に党務を處理する。

第五條 書記長は重要達し事項、又は緊急を要する連絡事項ある場合はし部會議を招集することが出来る。

第六條 し部はし部規てに基き活動し、本部に直結する。

第七條 し部長はし部を代表し本部に對し党費の納入その他の報告を定期に行う。

第八条 班は党の基本組織で部落および職域に三名以上の党員を以て構成される。

第二章 会 計

第一 款 班は党の貢献、寄附金及び党の事業から入る收入である。

第二 款 寄附金は寄附のための条件を附けない淨財でなければならぬ。

第三 款 班費は月額十円以上である。

第四 款 班費はその十分の七を本部に納入し十分の三を支部の経費として貯蓄する。

書記局規定

第一 条 書記局は本部内に置く。

第二 条 書記局は左の部門に別れ書記長統轄の下に党務を處理する

1 統制指導部 2 組織部 3 財政部 4 農民部 5 青年部

6 婦人部

第三 条 各部の長は党員中から常任委員會が任命する、但しその他の局員は党員中から書記長が任命する。

第四 条 書記長及各部長は原則として常勤とする。

第五 条 常勤者は最低生活に必要な額の俸給が支給される。

第六 条 書記局の勤務時間は午前九時より午後五時までとする。

第七 条 書記局の諸事務は節度を有つて處理されなければならない。

第八条 各部の任務及職務は次の通りである

統制指導部
(イ) 党内の統制と政治指導 (ロ) 党員の政治教育
(ハ) 客觀情勢の分析

組織部
(イ) 党内外の総ての組織の確立強化 (ロ) 組織者の養成
(ハ) 「組織月報の作成」

財政部
(イ) 営業の徴収と保管 (ロ) 寄附金の募集 (ハ) 給与の支払その他の経費の支出 (ニ) その他一切の財政の管理

農民部
(イ) 農政一般の指導 (ロ) 農業技術の指導 (ハ) その他一切の農民対策の樹立

青年部
(イ) 党内及党外の青年指導 (ロ) 青年組織の確立

婦人部
(イ) 婦人一般の政治的指導 (ロ) その他一切の婦人対策の樹立以上

支部規定

だい二条 市町村に居住する十名以上の党員は一つの支部を結成する権利と義務がある。

だい二条 支部は所属市町村に党の政策を反映せしめ、人民の生活を擁護する為の一切の活動をする。

會議規定

だい一条 市町村に居住する十名以上の党員は一つの支部を結成する権利と義務がある。

だい二条 支部は所属市町村に党の政策を反映せしめ、人民の生活を擁護する為の一切の活動をする。

(以上)

だい二条 以て構成し原則として公開とする
だい二条 大会出席の党員は規て、いの党員の証を提示しなければならぬ

だい二条 大会提出の議案は、ちゅう央委員会の審査を経るものとする
但し緊急動議はこの限りでない

だい二条 大会出席の各党員さんは平等の発言权と決議权を有する

だい二条 大会に於ける長調ぎ長は、は党員中から選舉される

だい二条 覚の總ての会議の議事は規約改廃の場合の外、出席党員の過半数を以て決し、可否同数の時は議長が之を決する

だい二条 中央委員会は中央常任委員会の名に於て召集され、中央委員及その代理者を以て構成する

だい二条 中央委員会は、いの三分の二以上の出席がなければ開会することが出来ない

だい二条 中央委員会は書記長が召集し、中央常任委員及各委員から提出されるものとする

だい二条 中央常任委員会は書記長が召集し、中央常任委員及各

第十三条 支部長会議は各支部長又は副支部長を以て構成し書記長が召集する但し代理出席も認められる

第十四条 支部会議は支部の最高決議機関で全支部員を以て構成し、支部長が召集する、地域に応じ但し班長会議が代行することが出来る

第十五条 班長会議及班会議は支部規定に従う

(以上)

だい二条 支部長は支部員中から支部會議に於て選出される

だい二条 支部長は所属の限及任務は左の通りである

1214

R00000475B 03-S068
1214

沖縄県公文書館
Okinawa Prefectural Archives

1215

一九五三年一月廿三日

琉球政府行政主席

比嘉秀平殿

琉球人民党



一九五二年十一月份経理を左の如く報告致します

前月繰越記

收支出入 一八〇円

差引残高 一三七円

✓一〇一二円

收入 党費 支内訳
支 出 部 二二〇九円

田也

事務費 二八七円
交通費 六八五円
諸雜費 四〇五円

元本

貯金文書

行財

手帳

手帳

手帳

手帳

手帳

一九五三年一月廿三日

琉球政府行政主席

比嘉秀平殿



一九五二年十二月分の経理を左の如く報告致します

記 ✓

前月繰越 一〇一二円

支牧 支入 七一〇円

差引残高 一二二円ナシ

牧支内訳

收入部 党費 七一〇円

支出部

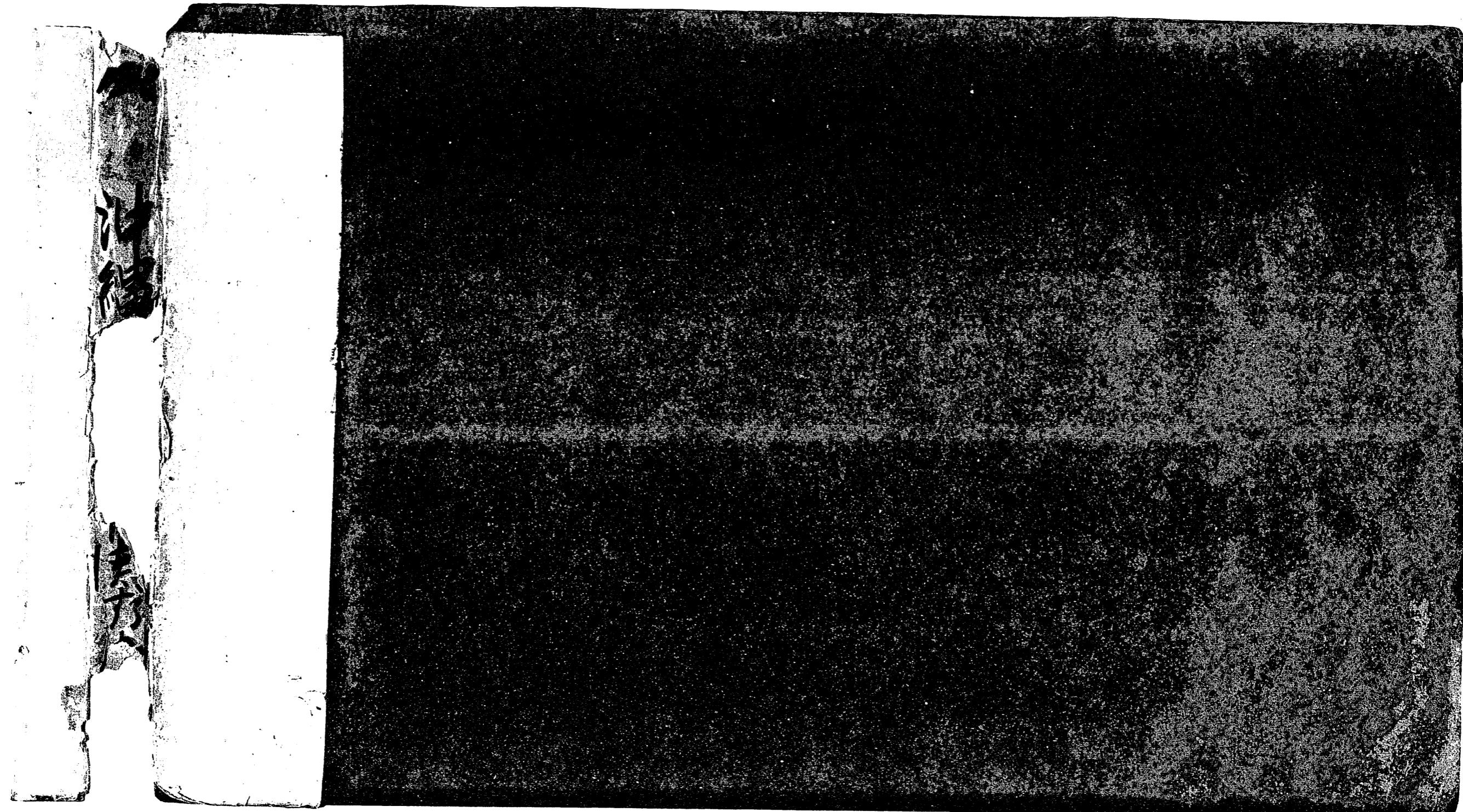
事務費 一七五円

交通費 七八八円

諸雜費 二九九円



1217



R00000475B 03-S068
1217

沖縄県公文書館
Okinawa Prefectural Archives